

令和7年度みえ介護生産性向上支援センター
介護ロボット・ICT機器試用貸出実施要項

1 目的

介護ロボットやICT機器の導入を検討している介護サービス事業所等において、実際の機器を自施設で試用することにより、機器の使い勝手や効用等を把握し、オペレーションの検討や機器のミスマッチを防止する。

2 貸出の流れ

- 1 借用を希望する事業所は、みえ介護生産性向上支援センターのホームページに掲載した「令和6年度介護ロボットの試用貸出リスト」(テクノエイド協会 HP 掲載)の中から、希望する機器を選定する。
*みえ介護生産性向上支援センターで開催する介護ロボット・ICT 等展示会の出展企業が展示された機器も必要に応じて対象とする。
- 2 借用希望事業所は、「介護ロボット・ICT機器試用貸出申込書」に必要事項を記入のうえ、みえ介護生産性向上支援センターあてに申込みフォーム又はFAXにより申し込む。
- 3 申込み受付後、みえ介護生産性向上支援センターは、貸出企業へ申込内容を送付する。
- 4 貸出企業は貸出が可能であれば、みえ介護生産性向上支援センターへその旨を連絡する。
- 5 みえ介護生産性向上支援センターから借用希望事業所へ試用貸出決定の連絡を行う。
- 6 貸出企業は、借用事業所へ機器を送付する。
- 7 借用事業所は、貸出機器を試用する。
- 8 借用事業所は、試用後、貸出企業へ機器を返却する。
- 9 借用事業所は、貸出終了日の翌日から起算し、1週間以内にみえ介護生産性向上支援センターへアンケートを提出する。
- 10 貸出企業は、みえ介護生産性向上支援センターへ貸出費用(謝金)の請求を行う。
*謝金対象となる企業は、「下記5 貸出費用」を参照
- 11 みえ介護生産性向上支援センターは、貸出企業の口座へ貸出費用(謝金)を振り込む。
- 12 借用事業所に対し、機器の導入(決定)状況について、事業年度終了後に実施する調査に協力する。

3 貸出対象事業所

県内に所在する介護サービス事業所等

※1 事業所につき、1 回の貸出(1 種類の機器の貸出)とする。ただし、予算や貸出企業との調整内容によっては、この限りではない。

4 貸出期間

①申込期間 令和7年8月1日(金)から令和8年1月30日(金)まで

②貸出期間 令和7年8月1日(金)から令和8年2月27日(金)まで

※1 事業所あたりの貸出期間は、2 週間～1 ヶ月程度

5 貸出費用

・介護事業所の借用費用 原則無料 *機器によっては、送料等が発生する場合があります。

・貸出企業 中小企業基本法における中小企業のみ対象 貸出1回あたりの謝金 30,000 円以内

※中小企業基本法第1章第2条:

「資本金の額又は、出資の額が1億円以下の会社又は、常時使用する従業員の人数が100人以下の企業または個人」

6 提出先・問い合わせ先

〒514-0009

三重県津市羽所町513

みえ介護生産性向上支援センター(公財 介護労働安定センター内)

TEL 059-271-5700

E-mail: mie.seisan24@gmail.com